



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 578 一般競争入札による落札者の決定 (情報政策課)..... 1
- 579 海南野上土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課)..... 2
- 580 小田井土地改良区の役員の就退任 (")..... 2
- 581 道路の区域変更 (道路保全課)..... 3
- 582 道路の供用開始 (")..... 3

○ 公安委員会告示

- 20 遊泳区域の指定 3

告 示

和歌山県告示第578号

令和4年度共通基盤整備及び運用保守業務委託について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年4月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和4年度共通基盤整備及び運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和4年4月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
TC・CTCコンソーシアム
(代表者) 東京センチュリー株式会社
東京都千代田区神田練堀町3番地
(構成員) 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社
東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
- 5 落札金額
324,837,480円(うち消費税及び地方消費税の額29,530,680円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和4年2月15日

和歌山県告示第579号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、海南野上土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和4年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（令和元年11月20日退任）

職名	氏名	住所
理事	藤山秀夫	海南市野上中62番地1

2 退任した役員（令和2年7月19日退任）

職名	氏名	住所
理事	武中保彦	海南市溝ノ口181番地

3 退任した役員（令和4年4月24日退任）

職名	氏名	住所
理事	森脇久行	海南市野上中250番地
理事	山本文男	海南市溝ノ口119番地
理事	谷口勇	海南市野上中467番地
理事	上野賢一	海南市椋木185番地5
理事	上山元章	海南市別院614番地
理事	西中哲泰	海南市野尻154番地
理事	橋本巖	海草郡紀美野町小畑71番地1
理事	芝崎和好	海草郡紀美野町動木420番地
理事	田中武美	海南市下津野269番地
監事	藤山哲二	海南市野上中528番地
監事	岩井弘子	海草郡紀美野町吉野332番地
監事	中村泰和	海南市別院373番地

4 就任した役員（令和4年4月25日就任）

職名	氏名	住所
理事	森脇久行	海南市野上中250番地
理事	山本文男	海南市溝ノ口119番地
理事	田村俊平	海南市椋木138番地
理事	森脇義夫	海南市野上中318番地1
理事	森本量也	海南市野上中312番地
理事	山本雅康	海南市溝ノ口238番地
理事	中村泰和	海南市別院373番地
理事	西中哲泰	海南市野尻154番地
理事	芝崎和好	海草郡紀美野町動木420番地
理事	藤山克己	海南市野上中471番地
監事	上山元章	海南市別院614番地
監事	森田修二	海南市椋木201番地5
監事	杉本哲也	海草郡紀美野町小畑838番地30

和歌山県告示第580号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、小田井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和4年4月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 退任した役員(令和3年3月27日退任)

職名 氏名 住所

理事 左近定雄 紀の川市松井36番地

2 就任した役員(令和4年3月24日就任)

職名 氏名 住所

理事 野崎嘉秀 紀の川市松井120番地

和歌山県告示第581号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 田辺白浜線

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考
西牟婁郡上富田町岩崎字野田840番1地先から同郡白浜町堅田字山太郎2634番1地先まで	旧	7.96 } 28.90	72.05	
同上	新	11.11 } 30.46	70.65	

和歌山県告示第582号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 田辺白浜線

供用開始の区間 西牟婁郡上富田町岩崎字野田840番1地先から同郡白浜町堅田字山太郎2634番1地先まで

供用開始の期日 令和4年4月26日

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第20号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例(平成5年和歌山県条例第40号)第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

令和4年4月26日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
白良浜海水浴場	西牟婁郡白浜町	西牟婁郡白浜町地先の海域で、「白良浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和4年5月3日から同年8月31日まで